

○草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成15年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成15年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議等)

第2条 条例第3条第1項の規定による墓地等の経営又は変更若しくは廃止の事前協議は、墓地等経営（変更・廃止）事前協議書（第1号様式）による。

2 前項の協議書は、申請予定日の120日前までに市長に提出するものとする。

3 第1項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、経営予定者が地方公共団体の場合にあつては、市長が別に定めるところによる。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 宗教法人にあつては宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第2項第1号の規則の写し、公益財団法人にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第152条の定款の写し

(3) 墓地等の計画に係る宗教法人法第23条第1号又は第2号に規定する公告があつた宗教法人にあつては、その公告した書類の写し

(4) 墓地等の経営に係る収入と支出を記載した10年間の収支予算書

(5) 財産目録、収支計算書その他墓地等の財務に関する書類

(6) 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理の方法、利用方法等に関する経営計画書

(7) 理由書及び責任役員会議事録等墓地等の必要性を具体的に示す書類

(8) 墓地等の設置場所の選定理由及び規模等の根拠を示す書類

(9) 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書

(10) 計画地の登記事項証明書

(11) 計画地及び隣接地の公図の写し

(12) 墓地等の用地の地積測量図

(13) 墓地又は納骨堂にあつては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の見取図（縮尺2,500分の1以上のもので、公園、学校、保育所、病院その他の公共施

設及び住宅の位置が明らかなもの)

(14) 火葬場にあつては、その敷地の周囲200メートル以内の見取図(縮尺2,500分の1以上のもの)

(15) 関係住民等の名簿及び公図に関係住民等を記載したもの

(16) 墓地にあつては、駐車場、便所、給水設備、ごみ処理のための施設、排水設備等施設の平面図及び配置図、管理事務所等建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに墳墓、緑地、通路等の設計図

(17) 納骨堂にあつては、駐車場、便所、給水設備、ごみ処理のための施設等施設の平面図及び配置図、建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに緑地等及び納骨装置の設計図

(18) 火葬場にあつては、駐車場、便所等施設の平面図及び配置図、管理事務所等建物の各階の平面図、2面以上の立面図及び断面図並びに緑地等及び火葬炉の設計図

(19) 墓地の区域等を変更する場合にあつては、既存の墓地等についての前3号に掲げる書類

(20) その他市長が必要と認める書類

4 墓地等の変更又は廃止の計画にあつては、市長が認める場合には、前項に定める書類の一部を省略することができる。

5 市長は、申請予定者から条例第3条第1項の規定による事前協議書の提出があつた場合、必要に応じ、隣接する市又は区の長に墓地等の計画について意見を求めることができる。

6 条例第3条第2項の規定による標識は、第2号様式によるものとし、次の事項を遵守するものとする。

(1) 申請予定者は、標識が風雨等により容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(2) 申請予定者は、標識の記載内容に変更があつたときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えなければならない。

(3) 標識を設置する日は、条例第4条第1項の説明会等(以下「説明会等」という。)により説明を行おうとする日の30日前までとする。

7 条例第3条第2項の規定による届出は、標識設置届(第3号様式)によるものとし、

次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載内容が分かる写真
(平17規則8—2・平17規則41・平17規則53・平20規則37・一部改正)
(説明会等)

第3条 説明会等の実施については、次のとおりとする。

- (1) 経営予定者は、説明会を開催する日の14日前までに、その旨を関係住民等に周知をするものとする。
- (2) 説明会は、申請予定日の60日前までに開催するものとする。
- (3) 説明会において説明する事項は、次のとおりとする。
 - ア 経営予定者
 - イ 墓地等の名称及び所在地
 - ウ 墓地等の施設等の概要
 - エ 墓地等の維持管理の方法
 - オ 工事着手予定日及び工事完了予定日
 - カ 工事の方法及び安全対策の概要
 - キ 条例第5条第1項に基づく意見の申出の期限及び方法
- (4) 墓地等の変更許可のうち、墓地の区域の500平方メートル未満の拡張、墓地の区域の縮小又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更について、市長が認める場合には、説明会に代えて計画書等の書面による関係住民等への説明とすることができる。
- (5) 経営予定者は、説明会等を行うときは、あらかじめ実施する日時、場所及び方法等について市長と協議し、当該説明会等は関係住民等の理解が得られるよう努めるものとする。

2 条例第4条第2項の規定による報告は、墓地等計画説明概要報告書（第4号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 説明会等で使用した資料
- (2) 説明者の氏名及び所属名
- (3) 関係住民等の名簿
- (4) 説明会にあっては、説明会に出席した者の氏名及び住所が記載されたもの

(5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則41・平17規則53・一部改正)

(関係住民等)

第4条 条例第4条第1項の関係住民等とは、次のとおりとする。

(1) 墓地又は納骨堂にあつては、その区域又は敷地の周囲100メートル以内の区域の土地又は建物の所有者

(2) 火葬場にあつては、その敷地の周囲200メートル以内の区域の土地又は建物の所有者

(3) 前2号に掲げる土地又は建物の占有者その他墓地等が経営されることにより前2号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

(4) 墓地等の用地が所在する地域、第1号及び第2号の区域を含む地域並びに前号の関係住民等が所在する地域の町会及び自治会並びにまちづくり活動を行っている草加市みんなでまちづくり自治基本条例(平成16年条例第23号)第24条第2項の規定による登録を受けた団体等のうち市長が指定するもの

(5) 墓地等の変更の許可のうち、墓地の区域の500平方メートル未満の拡張、墓地の区域の縮小又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地等の廃止の許可について、市長が認める場合には、第1号及び第2号の関係住民等の範囲を、その区域又は敷地の周囲50メートル以内の土地又は建物の所有者とすることができる。

(平17規則41・一部改正)

(関係住民等の意見)

第5条 条例第5条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第5条第2項の協議の内容とは、次のとおりとし、協議ごとに墓地等協議概要報告書(第5号様式)により報告するものとする。

(1) 協議の経過を記載した書類

(2) 申出のあった意見に対する見解を記載した書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 条例第5条第2項の市長への報告の際には、併せて当該申出をした者に協議の内容を送付するものとする。

(平17規則41・平17規則53・一部改正)

(事前協議審査の通知)

第6条 市長は、経営予定者が条例第3条から第5条までの手続を行い、かつ、これらの手続が支障ないと認めるときは、経営予定者に対し、事前協議の審査について墓地等経営（変更・廃止）事前協議審査結果通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知書の有効期限は、当該通知書を発行した日から1年間とする。

3 市長は、第1項の規定による通知をした後、必要があると認めるときは、経営予定者に対して、経営計画に係る指導をすることができるものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知をしたときは、必要に応じ、第2条第5項に規定する隣接する市又は区の長にその写しを送付するものとする。

（平17規則53・追加）

（経営許可の申請）

第7条 条例第6条の申請は、前条第1項の通知後、墓地等経営許可申請書（第7号様式）により行うものとする。

2 条例第6条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3項第1号から第19号までに掲げる書類
- (2) 申請者が地方公共団体にあつては、墓地等の経営に係る議会の議決書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（平17規則8-2・平17規則41・一部改正、平17規則53・旧第6条繰下・一部改正）

（変更許可の申請）

第8条 条例第7条の申請は、第6条第1項の通知後、墓地等変更（廃止）許可申請書（第8号様式）により行うものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、変更に係る前条第2項各号に掲げる書類とする。ただし、市長が認める場合には、その一部を省略することができる。

（平17規則41・一部改正、平17規則53・旧第7条繰下・一部改正）

（廃止許可の申請）

第9条 条例第8条の申請は、墓地等変更（廃止）許可申請書（第8号様式）による。

2 条例第8条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬報告書
- (2) 申請者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (3) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、墓地等の廃止に係る意思

決定をした旨を証する書類

(平 1 7 規則 4 1 ・ 一部改正、平 1 7 規則 5 3 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正)

(経営者等の基準)

第 9 条の 2 条例第 9 条ただし書の規定により、支障がないと認められる場合は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、墓地の区域の拡張に係る変更をしようとする者である場合を除く。

- (1) 字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等のために設置された墓地を永続的に経営するために当該区域の地縁に基づいて形成された団体の場合
- (2) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を引き継いで経営しようとする者の場合
- (3) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転し、自己又は自己の親族のために墓地を設置し、経営しようとする者の場合

(平 2 2 規則 3 3 ・ 追加)

(設置場所の基準に係る定義)

第 1 0 条 条例第 1 0 条に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 河川 河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）に規定する河川
- (2) 公園 都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）に規定する公園
- (3) 学校 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する学校
- (4) 保育所 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する保育所
- (5) 病院 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）に規定する病院及び診療所（歯科医業を除く。）
- (6) その他の公共施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）に規定する図書館
 - イ 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）に規定する博物館
 - ウ 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）に規定する公民館
 - エ 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）に規定する社会福祉施設
 - オ その他これらに類する施設

(平 1 7 規則 4 1 ・ 追加、平 1 7 規則 5 3 ・ 旧第 9 条繰下)

(設置場所の基準)

第11条 条例第10条第8号の規則で定める区域は、次のとおりとする。ただし、過去に適正な墓地経営許可を受けて、現に埋葬又は焼骨の埋蔵が行われている墓地を引き継いで経営しようとする場合（墓地の区域の拡張を伴う場合は除く。）にあってはこの限りでない。

(1) 草加都市計画氷川町土地区画整理事業区域のうち草加都市計画氷川町（草加駅西側）土地区画整理事業区域を除いた別図1に示す区域

(2) 柿木町及び青柳八丁目の市街化調整区域のうち、県道平方東京線、八潮市境、中川、越谷市境に囲まれた区域を除いた別図2に示す区域

(3) 別図3に示す谷塚駅西口地区まちづくり検討区域

（平17規則53・追加、平22規則33・平23規則26・平29規則22・一部改正）

(施設の基準)

第12条 条例第11条に規定する施設の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 墓地

ア 「障壁又は密植した垣根等」は、次に掲げるものであること。

(ア) 人畜がみだりに立ち入れないものとする。

(イ) 道路に面する境界に設ける場合は、条例第11条に規定する緑地帯の内側に設けること。

イ 「緑地」は、面積10平方メートル当たり高木（成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。）1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）10本以上を標準とする。

ウ 「通路」は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 自動車の通行に用する車路とは明確に分かれていること。

(イ) 主要な通路については、幅員を3メートル以上とすること。

(ウ) 行き止まりとならない構造とすること。

エ 「排水設備」は、排水路その他の排水施設が、雨水、流水等を有効に排出するとともに、その排出によって敷地内及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力を有し、かつ、適当に配置されていること。

オ 「便所」は、次の要件を満たすものであること。

(ア) 水洗便所とすること。

(イ) 車いす使用者が利用できるよう配慮されたものが含まれていること。

カ 「給水設備」は、上水道を用いること。

キ 「ごみ処理のための施設」は、ごみを衛生的に保管できる施設とし、また、耐久性のある固定された容器とすること。

ク 「管理事務所」には、管理者が常駐していること。

ケ 「駐車場」は、次に掲げるものであること。

(ア) 1台あたりの区画の大きさは幅2.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。ただし、車いす使用者用の区画の大きさは、幅3.5メートル、奥行きが5メートルを標準とする。

(イ) 車路の幅は6メートルを標準とする。

(2) 納骨堂

ア 「耐火構造」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定するものをいう。

イ 「内部の設備」とは、納骨装置の存する室の納骨装置等の内部設備をいう。

ウ 「不燃材料」とは、建築基準法第2条第9号に規定するものをいう。

エ 「除湿装置」とは、納骨装置の存する室の湿度を一定の水準に保つ能力を有した除湿機、エアコンディショナー等の装置をいう。

オ 「納骨装置」とは、納骨壇及び棚等で骨壺を収めることのできるものをいう。

カ 「便所」、「給水設備」、「ごみ処理のための施設」及び「駐車場」は、前号に定めるものと同等のものとする。

(3) 火葬場

ア 「障壁」は、人畜がみだりに立ち入れない一定の高さを有した生け垣又はフェンス等とすること。

イ 「便所」及び「管理事務所」は、第1号に定めるものと同等のものとする。

(平17規則41・追加、平17規則53・旧第10条繰下・一部改正)

(許可等の通知)

第13条 条例第12条の規定による許可の通知は、墓地等経営（変更・廃止）許可通知書（第9号様式）によるものとし、許可をしないこととしたときの通知は、墓地等経営

(変更・廃止) 不許可通知書(第10号様式)による。

(平17規則41・旧第9条繰下・一部改正、平17規則53・旧第11条繰下・一部改正)

(工事完了届出等)

第14条 条例第13条第1項の届出は、墓地等工事完了届出書(第11号様式)による。

2 条例第13条第2項に規定する工事完了検査済証は、第12号様式による。

(平17規則41・旧第10条繰下・一部改正、平17規則53・旧第12条繰下・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第15条 条例第14条の規定による届出は、墓地(火葬場)みなし許可届出書(第13号様式)による。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近の状況の略図

(2) 墓地の場合には、施設の平面図

(3) 火葬場の場合には、施設の設計概要図

(4) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(平17規則41・旧第11条繰下・一部改正、平17規則53・旧第13条繰下・一部改正)

(名称等の変更の届出)

第16条 条例第15条の規則で定める事項は、次のとおりとし、その場合の届出は、墓地等変更届出書(第14号様式)による。

(1) 墓地等の所在地の表示

(2) 法人の主たる事務所の所在地

(3) 法人の名称及び代表者の氏名

(4) 墓地の区画数(墓地の区域の変更を伴うものを除く。)

(平17規則41・旧第12条繰下・一部改正、平17規則53・旧第14条繰下・一部改正)

(墓地等の附帯施設等の変更許可)

第17条 条例第15条の2第1項の申請は、墓地等附帯施設等変更許可申請書（第15号様式）による。

2 前項の申請書には、附帯施設等変更に係る第7条各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合には、その一部を省略することができる。

3 条例第15条の2第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 墓地にあつては、駐車場、便所、通路、ごみ処理のための施設、排水設備、給水設備、管理事務所その他市長が必要と認める施設

(2) 納骨堂にあつては、駐車場、便所、ごみ処理のための施設、給水設備その他市長が必要と認める施設

(3) 火葬場にあつては、駐車場、便所、待合室、管理事務所その他市長が必要と認める施設

4 条例第15条の2第2項により説明を行う場合の関係住民等は、次のとおりとする。

(1) 附帯施設等変更に係る区域の周囲20メートル以内の区域の土地又は建物の所有者

(2) 前号に掲げる土地又は建物の占有者その他墓地等が経営されることにより前号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者

5 条例第15条の2第3項の規定による報告は、墓地等附帯施設等変更計画説明概要報告書（第16号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 説明等で使用した資料

(2) 説明者の氏名及び所属名

(3) 関係住民等の名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

6 条例第15条の2第4項の規定による許可の通知は、墓地等附帯施設等変更許可通知書（第17号様式）によるものとし、許可をしないこととしたときの通知は、墓地等附帯施設等変更不許可通知書（第18号様式）による。

7 墓地等の附帯施設等の変更許可の適用を受ける区域は、平成15年4月1日以降に墓地等の経営の許可又は変更の許可を受けた区域に限る。

（平17規則53・追加）

（経営者の遵守事項）

第18条 条例第16条第1号の規定による掲示は、第19号様式による。

2 条例第16条第2号の規定により、墓地等の経営者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地

ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。

イ 墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の利用者に同様の措置を講ずるよう求めること。

ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(2) 納骨堂

ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。

イ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(3) 火葬場

ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。

イ 火葬場における残骨は、丁寧に扱うこと。

ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(平17規則41・追加、平17規則53・旧第15条繰下・一部改正)

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平17規則41・旧第13条繰下、平17規則53・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第8—2号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、それぞれこの規則による改正後の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年規則第53号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書等は、それぞれこの規則による改正後の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年規則第37号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第26号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

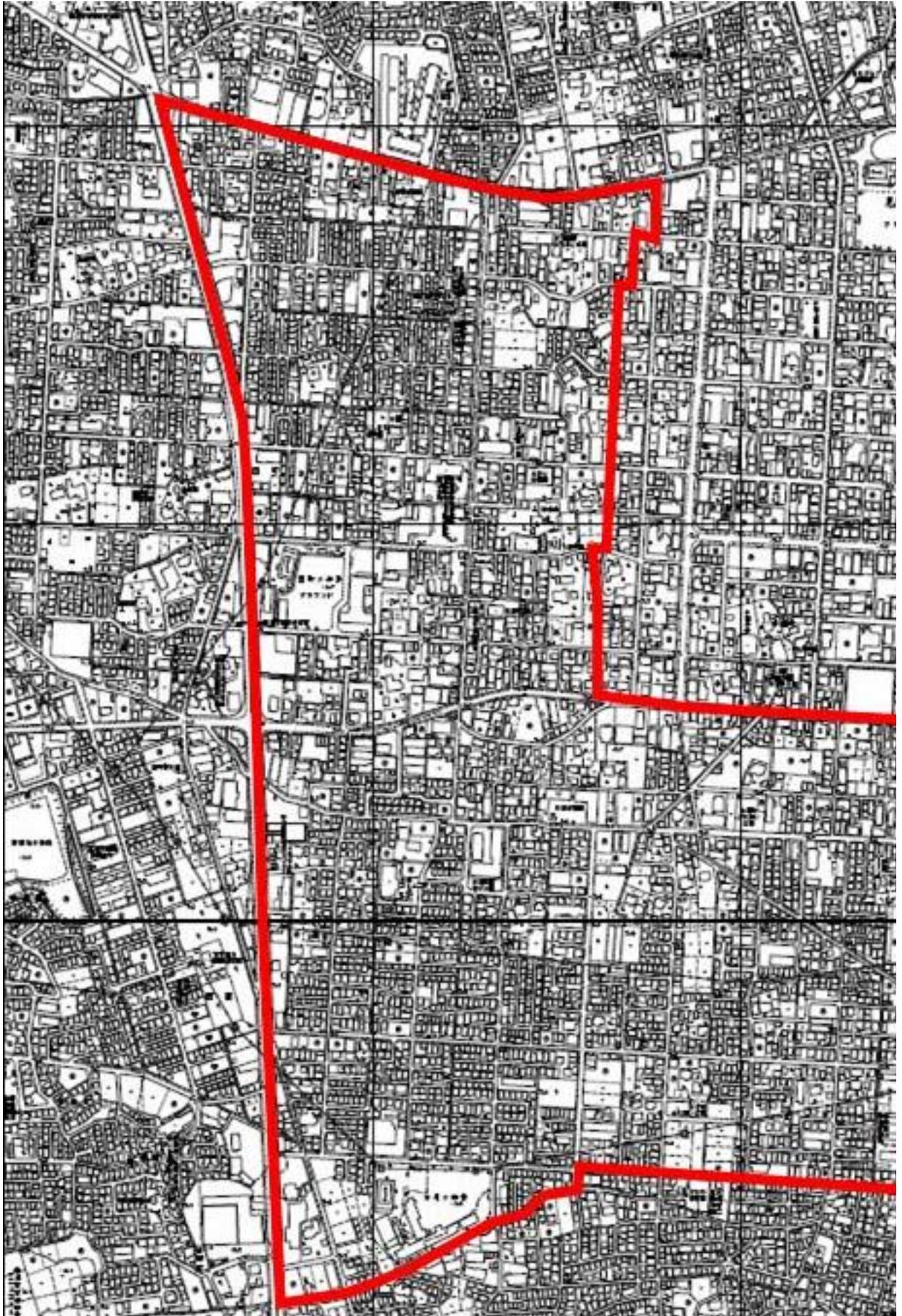
附 則 (平成29年規則第22号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別図1 (第11条関係)

(平29規則22・追加)

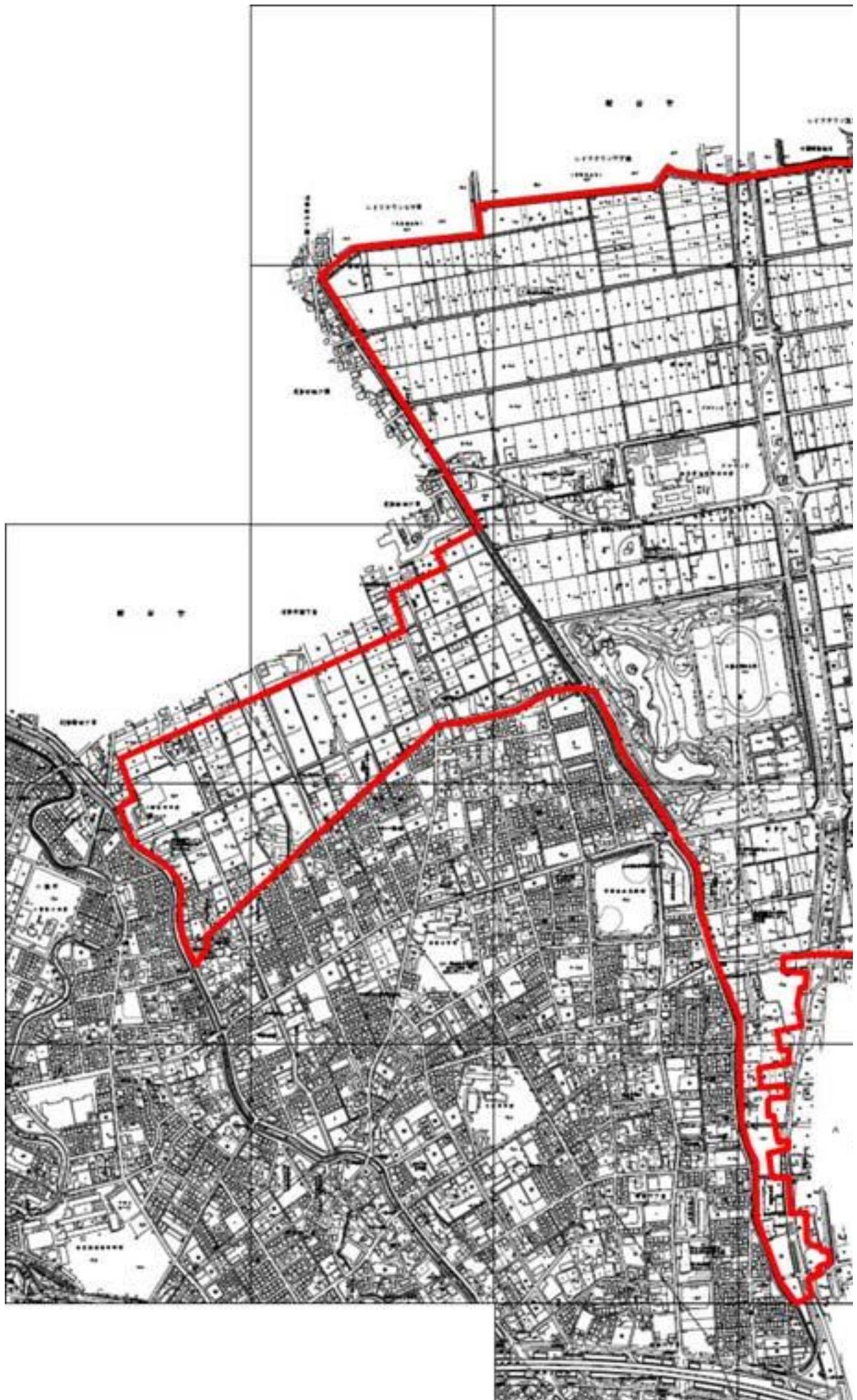
草加都市計画氷川町土地区画整理事業区域のうち、草加都市計画氷川町(草加駅西側)土地区画整理事業区域を除いた区域



別図 2 (第 1 1 条関係)

(平 2 9 規則 2 2 ・ 追加)

柿木町及び青柳八丁目の市街化調整区域のうち県道平方東京線、八潮市境、中川、越谷市境に囲まれた区域を除いた区域



別図3 (第11条関係)

(平29規則22・追加)

谷塚駅西口地区まちづくり検討区域



第1号様式(第2条関係)

(表)

墓地等経営(変更・廃止)事前協議書			
年 月 日			
草加市長	あて		
	主たる事務所の所在地		
	名 称		
	代表者名	㊟	
	電話番号		
草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。			
草加市内の事務所の所在地	草加市		
	※ 主たる事務所が草加市外である法人の方(地方公共団体を除く。)のみ記入してください。		
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場		
墓地等の計画地又は所在地		地目	
協議の区分	<input type="checkbox"/> 経営 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止		
説明会等実施予定日	年	月	日
申請予定日	年	月	日
工事着手予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)			

(裏)

1 今回申請予定

墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	階数	地上 階、地下 階		
	墓地	前面道路の幅員		m
		区画数		区画
駐車台数			台	
緑地面積及び率		m ²	% (緑地面積 / 敷地面積 × 100)	
納骨堂	収蔵可能数	体		
申請予定理由				

2 既存の墓地等の施設等の概要(変更又は廃止許可の場合のみ記入してください。)

墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²
	階数	地上 階、地下 階	
	墓地	区画数	区画 (現に使用している区画数 区画)
		駐車台数	
緑地面積及び率		m ²	% (緑地面積 / 敷地面積 × 100)
納骨堂	収蔵可能数	体 (現に収蔵している数 体)	

第2号様式(第2条関係)

墓地(納骨堂・火葬場)設置計画のお知らせ	
墓 地 等 計 画 概 要	
申請予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の住所 (連絡先)	電話番号 ()
墓地(納骨堂・火葬場)の名称	
墓地(納骨堂・火葬場)の設置場所 (地名地番)	
墓地(納骨堂・火葬場)の敷地面積	
墓地(納骨堂・火葬場)の区画数(収蔵数・炉数)	
建築物の用途	
建築物面積	
建築物の高さ	
建築物の階数及び棟数	
標識設置年月日	年 月 日
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
その他の	

- 備考 1 材料は、木製、プラスチック製又は金属製とする。
2 地面から標識の下端まで80センチメートル以上とする。

第3号様式(第2条関係)

<p>標 識 設 置 届</p>	
<p>年 月 日</p>	
草加市長	あて
	<p>主たる事務所の所在地 名 称 代表者名 電話番号</p>
	<p>印</p>
<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
墓 地 等 の 名 称	<p><input type="checkbox"/> 墓 地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場</p>
墓 地 等 の 所 在 地	
<p>事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)</p>	

第4号様式(第3条関係)

墓地等計画説明概要報告書 年 月 日 草加市長 あて 主たる事務所の所在地 名 称 代表者名 ⑩ 電話番号 草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。	
草加市内の事務所の所在地	草加市 ※ 主たる事務所が草加市外である法人の方(地方公共団体を除く。)のみ記入してください。
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
説明会等日時	年 月 日 ～ 年 月 日
説明会等場所	
説明会等対象者人数	人
説明会出席者人数	人
説明会の内容	
関係住民等の意見	
関係住民等の意見に対する回答等	

第6号様式(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

墓地等経営(変更・廃止)事前協議審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました草加市墓地等の経営の許可等に関する
条例第3条第1項の墓地等経営(変更・廃止)事前協議の審査結果について、次のとおり通知
します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の計画地又は所在地、地目及び面積
- 3 説明会にあつては、説明日時及び場所
- 4 審査結果

第7号様式(第7条関係)

(表)

墓地等経営許可申請書			
年 月 日			
草加市長	あて		
	主たる事務所の所在地		
	名 称		
	代表者名		㊟
	電話番号		
草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。			
草加市内の事務所の所在地	草加市 ※ 主たる事務所が草加市外である法人の方(地方公共団体を除く。)のみ記入してください。		
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場		
墓地等の用地の所在地		地目	
工事着手予定日	年	月	日
工事完了予定日	年	月	日
墓地等の経営計画			
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)			
市長との協議を行った日	年	月	日
説明会等実施年月日	年	月	日
関係住民等との協議を行った日	年	月	日

(裏)

墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	階数	地上	階、地下	階
	墓地	前面道路の幅員		m
		区画数		区画
駐車台数			台	
緑地面積及び率		m ²	% (緑地面積 / 敷地面積 × 100)	
納骨堂	収蔵可能数		体	
経営の理由				

第8号様式(第8条、第9条関係)

(表)

墓地等変更(廃止)許可申請書			
			年 月 日
草加市長		あて	
主たる事務所の所在地			
名 称			
代表者名			㊟
電話番号			
草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条(第8条)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。			
草加市内の事務所 の所在地	草加市 ※ 主たる事務所が草加市外である法人の方(地方公共団体を除く。)のみ記入してください。		
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場		
変更に係る墓地 等の用地の所在地		地目	
申請の区分	<input type="checkbox"/> 変更(<input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 縮小) <input type="checkbox"/> 廃止		
工事着手予定日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)			
市長との協議を行った日	年 月 日		
説明会等実施年月日	年 月 日		
関係住民等との協議を行った日	年 月 日		

(裏)

1 今回申請内容

墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	階数	地上	階、地下	階
	墓地	前面道路の幅員		m
		区画数		区画
駐車台数			台	
緑地面積及び率		m ²	% (緑地面積/敷地面積×100)	
納骨堂	収蔵可能数		体	
申請理由				

2 既存の墓地等の施設等の概要(変更又は廃止許可の場合のみ記入してください。)

墓地等の施設等の概要	敷地面積		m ²	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂	m ²	
		<input type="checkbox"/> 火葬場	m ²	
		<input type="checkbox"/> 管理棟	m ²	
	階数	地上	階、地下	階
	墓地	区画数	区画 (現に使用している区画数	区画)
		駐車台数		台
緑地面積及び率		m ²	% (緑地面積/敷地面積×100)	
納骨堂		収蔵可能数	体(現に収蔵している数	体)

第9号様式(第13条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

墓地等経営(変更・廃止)許可通知書

年 月 日付けで申請のありました墓地等の経営(変更・廃止)については、
墓地、埋葬等に関する法律第10条第 項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 許可番号
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 許可条件

(教示)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第10号様式(第13条関係)

文書番号
年 月 日

様

草加市長



墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました墓地等の経営(変更・廃止)については、
次の理由により許可できませんので通知します。

(不許可の理由)

(教示)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第11号様式(第14条関係)

墓地等工事完了届出書		年 月 日
草加市長	あて	
	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者名	㊟
	電話番号	
許可についての工事が完了したので、草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
許可年月日	年 月 日	
許可番号		
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場	
墓地等の所在地		
工事完了年月日	年 月 日	
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)		

第12号様式(第14条関係)

工 事 完 了 検 査 済 証

第 号

主たる事務所の所在地
名 称
代表者名

年 月 日付けで工事完了の届出があった の工事は、草加市
墓地等の経営の許可等に関する条例第13条第2項の規定による検査の結果、許可の内容に
適合していることを証します。

年 月 日

草加市長



許可年月日

許可番号

墓地等の名称

墓地等の所在地

検査年月日

第14号様式(第16条関係)

<p>墓地等変更届出書</p> <p>年 月 日</p>	
草加市長	あて
	主たる事務所の所在地
	名 称
	代表者名 ㊟
	電話番号
<p>草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
墓地等の所在地	
変更の内容	
変更の理由	
変更予定日	年 月 日
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)	

第15号様式(第17条関係)

(表)

墓地等附帯施設等変更許可申請書			
草加市長		あて	
		年 月 日	
主たる事務所の所在地			
名 称			
代表者名		㊟	
電話番号			
草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条の2第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。			
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場		
墓地等の附帯施設等の所在地		地目	
工事着手予定日	年 月 日		
工事完了予定日	年 月 日		
墓地等の附帯施設等の変更計画			
事務処理欄(この欄は、記入しないでください。)			
市長との協議を行った日	年 月 日		
説明会等実施年月日	年 月 日		
関係住民等との協議を行った日	年 月 日		

(裏)

1 今回申請内容

墓地等の附帯施設等の概要	敷地面積			m ²
	建築物の用途			
	建築面積			m ²
	延床面積			m ²
	階数	地上	階、地下	階
	駐車台数			台
	緑地面積及び率	m ²	% (緑地面積/敷地面積×100)	
	その他			
申請理由				

2 既存の墓地等の施設等の概要

墓地等の施設等の概要	敷地面積			m ²	
	建築面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂			m ²
		<input type="checkbox"/> 火葬場			m ²
		<input type="checkbox"/> 管理棟			m ²
	延床面積	<input type="checkbox"/> 納骨堂			m ²
		<input type="checkbox"/> 火葬場			m ²
		<input type="checkbox"/> 管理棟			m ²
	階数	地上	階、地下	階	
	墓	区画数	区画 (現に使用している区画数 区画)		
	地	駐車台数			台
地	緑地面積及び率	m ²	% (緑地面積/敷地面積×100)		
	納骨堂	収蔵可能数	体(現に収蔵している数	体)	

第16号様式(第17条関係)

墓地等附帯施設等変更計画説明概要報告書	
草加市長	年 月 日 あて 主たる事務所の所在地 名 称 代表者名 ㊟ 電話番号
草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条の2第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。	
草加市内の事務所の所在地	草加市 ※ 主たる事務所が草加市外である法人の方(地方公共団体を除く。)のみ記入してください。
墓地等の名称	<input type="checkbox"/> 墓地 <input type="checkbox"/> 納骨堂 <input type="checkbox"/> 火葬場
説 明 日 時	年 月 日 ～ 年 月 日
説 明 場 所	
説 明 対 象 者 人 数	人
関係住民等の意見	
関係住民等の意見に対する回答等	

第17号様式(第17条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長

印

墓地等附帯施設等変更許可通知書

年 月 日付で申請のありました墓地等の附帯施設等の変更については、草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 1 附帯施設等の用途
- 2 許可番号
- 3 附帯施設等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 許可条件

(教示)

この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第18号様式(第17条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

草加市長



墓地等附帯施設等変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました墓地等の附帯施設等の変更については、次の理由により許可できませんので通知します。

(不許可の理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に草加市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、草加市を被告として(訴訟において草加市を代表する者は草加市長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第19号様式(第18条関係)

墓 地 等 の 名 称		
経 営 者	名称及び代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
許 可 年 月 日		
許 可 番 号		

備考

- 1 大きさは、縦40センチメートル、横60センチメートル程度とする。
- 2 材質は、耐久性のあるものとする。

第1号様式（第2条関係）

（平17規則41・平17規則53・一部改正）

第2号様式（第2条関係）

（平17規則41・追加）

第3号様式（第2条関係）

（平17規則41・追加）

第4号様式（第3条関係）

（平17規則53・追加）

第5号様式（第5条関係）

（平17規則53・追加）

第6号様式（第6条関係）

（平17規則53・追加）

第7号様式（第7条関係）

（平17規則41・旧第2号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第4号様式繰下・一部改正）

第8号様式（第8条、第9条関係）

（平17規則41・旧第3号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第5号様式繰下・一部改正）

第9号様式（第13条関係）

（平17規則22・一部改正、平17規則41・旧第4号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第6号様式繰下・一部改正、平28規則16・一部改正）

第10号様式（第13条関係）

（平17規則22・一部改正、平17規則41・旧第5号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第7号様式繰下・一部改正、平28規則16・一部改正）

第11号様式（第14条関係）

（平17規則41・旧第6号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第8号様式繰下・一部改正）

第12号様式（第14条関係）

（平17規則41・追加、平17規則53・旧第9号様式繰下・一部改正）

第13号様式（第15条関係）

(平17規則41・旧第7号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第10号様式繰下・一部改正)

第14号様式(第16条関係)

(平17規則41・旧第8号様式繰下・一部改正、平17規則53・旧第11号様式繰下・一部改正)

第15号様式(第17条関係)

(平17規則53・追加)

第16号様式(第17条関係)

(平17規則53・追加)

第17号様式(第17条関係)

(平17規則53・追加、平28規則16・一部改正)

第18号様式(第17条関係)

(平17規則53・追加、平28規則16・一部改正)

第19号様式(第18条関係)

(平17規則41・追加、平17規則53・旧第12号様式繰下・一部改正)